

徳島市監査委員告示第17号

平成25年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成26年5月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	吉本	八	恵

徳島市選管第21号
平成26年3月31日

徳島市監査委員 殿

徳島市選挙管理委員会
委員長 小井田 啓爾

平成25年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成26年3月31日報告分）に基づく措置状況

選挙管理委員会事務局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
出勤簿に押印のないものがあった。	(1) 押印のない出勤日については、出勤の事実を確認のうえ、出勤簿に押印しました。 今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正な管理を徹底します。